

貯金規定の一部改正について

平素は、JAをご利用いただきありがとうございます。

さて、2018年2月6日に金融庁によって公表された「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）において、金融機関に対してマネー・ロンダリング等のリスクに応じた取組みが求められています。

JAでは、かかる求めに応じて、ガイドラインに基づき取引の一部を制限する等のリスクに応じた対応の可否を明確にするべく、2019年10月1日より貯金規定を一部改正することといたしますので、お知らせいたします。

【対象となる貯金規定】

- ① 当座勘定規定
- ② 普通貯金規定
- ③ 総合口座取引規定
- ④ 営農貯金規定
- ⑤ こども貯金規定
- ⑥ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ⑦ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ⑧ 貯蓄貯金規定
- ⑨ 納税準備貯金規定
- ⑩ 出資予約貯金規定

○その他：教育資金贈与税非課税措置に関する特約、結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約、成年後見支援貯金に関する特約。

【改正事項】

ガイドラインに基づき以下の内容等を各規定内に追加しました。

- ✓ 「取引の制限等」
- ✓ 「解約」にかかる条項

※ 改正後の貯金規定をご覧いただきたい方は、お取引JA窓口にお申し出下さい。

※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。